

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」について



国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この、「社会保険料控除」をうけるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されましたら年末調整や確定申告の際にご利用ください(ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください)。

- 1 1月に送付された方……平成27年1月1日から9月30日までの間、国民年金保険料を納付された方
- 2 月に送付される方……平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問合せください。

問合せ

控除証明書専用ダイヤル(平成28年3月15日(火)まで)

☎ 0570-058-555

(IP電話等の方は☎03-6700-1144)

* 祝日、12月29日~1月3日は、ご利用できません。

東秩父村における放射能に関するお知らせ

○学校給食食材

埼玉県による学校給食食材の放射性物質測定を、熊谷市江南行政センターで行いました。現在のところ、学校給食食材の安全性に問題ありません。

測定日 10月1日

【単位：ベクレル/キログラム】

品目	核種名	きゃべつ	にんじん	たまねぎ	セロリー	じゃがいも
ヨウ素131		不検出<9.2	不検出<9.0	不検出<9.1	不検出<9.2	不検出<9.3
セシウム137		不検出<7.5	不検出<7.5	不検出<7.6	不検出<7.5	不検出<7.6
セシウム134		不検出<8.8	不検出<8.8	不検出<9.0	不検出<8.7	不検出<8.8

○野菜・果樹

分析機関：一般財団法人 日本冷凍食品検査センター

分析機関：一般財団法人 埼玉県食品衛生協会検査センター

品目	採取日 結果判明日	放射性物質(ベクレル/キログラム)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
サツマイモ	10月19日	<5.7	<5.1	-
	10月22日			
ミカン	10月26日	<4.4	<5.1	-
	10月29日			
ハクサイ	10月13日	<4.5	<5.9	-
	10月19日			
基準値(一般食品)				100



(注)「<〇.〇」とは、検査機関で測定できる検出限界値(4.4~5.9ベクレル/キログラム)未満であることを示す。